

郡上市木材生産事業者等緊急支援事業 Q & A

【全般的なこと】

Q 1. 事業の対象者は木材生産事業者に限定されるのか。

A 1. 木材生産事業者以外であっても、対象の林業機械を所有している者であれば事業の対象となります。

Q 2. 事業の対象となる期間を教えてください。

A 2. 年度の途中で創設した事業ですが、令和2年4月1日から令和3年2月28日までに受けた法定検査及び修理等を事業の対象とし、申請期限を3月5日までとします。

なお、期間の終了時期に近づくと申請が集中することが想定され、支払いの遅延のほか、予算の枯渇の可能性も考えられることから、可能な限り早期に申請するようご協力をお願いします。

Q 3. リースの林業機械であっても事業の対象となるか。

A 3. 原則として、申請者自ら所有している林業機械を事業の対象とします。ただし、リースの林業機械であっても、法定検査や修理等に係る費用を自社で負担している場合は事業の対象とします。

Q 4. 申請書に添付する書類について、具体的にどのようなものが必要か。

A 4. 法定検査については、次に掲げる書類を添付してください。

- ・申請時確認票（別紙参照）
- ・請求書の写し
- ・領収書の写し
- ・検査記録の写し
- ・林業機械に貼付した検査済標章の写真
- ・自社が所有することを証する書類の写し又はリース契約書の写し（法定検査に係る費用が自己負担であることを記載した部分を含む）

修理等については、次に掲げる書類を添付してください。

- ・申請時確認票（別紙参照）
- ・請求書の写し

- ・領収書の写し
- ・修理等明細の写し
- ・修理等箇所の修理等前後の写真
- ・自社が所有することを証する書類の写し又はリース契約書の写し（修理等に係る費用が自己負担であることを記載した部分を含む）

なお、上記により難しい場合は、お問い合わせください。

Q 5. 法定検査と修理等について、それぞれ別個に申請することは可能か。

A 5. 可能です。ただし、お互いの事務手続きを少なくするため、可能な限りまとめて申請するようご協力をお願いします。

Q 6. 申請にあたり、消費税の取り扱いはどのようにすればよいか。

A 6. 申請者が課税事業者である場合は、消費税額を除いた額で申請してください。申請者が簡易課税事業者又は免税事業者である場合は、消費税額を含めた額で申請することができます。

【法定検査に関すること】

Q 7. 法定検査について、定期自主検査は事業の対象とならないのか。

A 7. 事業の対象となるのは、特定自主検査のみです。

Q 8. 法定検査を受けた結果、修理等が必要となった場合は、その修理等費用を法定検査に係る費用として申請してよいか。

A 8. 法定検査を受けた結果、修理等が必要となった場合は、法定検査に係る費用としてではなく、修理等に係る費用として申請してください。ただし、修理等の対象はプロセッサ及びハーベスタとしているため、スイングヤーダとグラップルの修理等に係る費用は申請できません。

Q 9. 法定検査を受ける林業機械を検査工場へ運搬する費用は、法定検査に係る費用の対象となるか。

A 9. 対象となりません。ただし、検査業者に自社や現場での検査を依頼した場合の検査業者の交通費は対象とします。

【修理等に関すること】

Q 10. 修理等について、修理以外に何を想定しているのか。また、林業機械の清掃や洗浄に係る費用は対象になるのか。

A 10. 修理以外に部品の交換を想定しています。また、林業機械の清掃や洗浄に係る費用は対象になりません。

Q 11. スイングヤーダとグラップルが修理等の対象となっていないのはなぜか。

A 11. プロセッサやハーベスタと比較して構造が単純で故障しにくいと考えられることから、限られた予算を有効活用するという観点も考慮し、修理等の対象としていません。

Q 12. 事業の対象となる林業機械について、例えばプロセッサとあるのは、プロセッサヘッドのみが事業の対象になるということか。

A 12. ベースマシンも事業の対象です。

Q 13. 事業の対象となる林業機械を複数台保有しているが、修理等の補助の上限である30万円は、すべての林業機械の修理等を合わせた上限額か。

A 13. 修理等の補助の上限である30万円は、1台あたりの上限額です。

Q 14. ある1台の林業機械の修理等について、補助の上限である30万円に達するまで、複数回申請することは可能か。

A 14. できません。林業機械1台当たりにつき上限額に達していない場合であっても申請は1回限りとします。

Q 15. ある1台の林業機械の修理等について、複数回の修理等をまとめて申請することは可能か。

A 15. 可能です。

Q 16. 既に修理等した箇所について、違う時期に再度故障した場合、それらをまとめて申請することは可能か。

A 16. 可能です。同じ箇所が再度故障した場合、違う箇所が故障した場合を問わず事業の対象とします。

Q 17. 損害保険を掛けている林業機械が故障した場合、修理等の申請をすることは可能か。

A 17. 可能です。ただし、損害保険の支払い対象とならない部分及び支払い対象であっても修理等費用が保険金額を上回る場合の差額についてのみ事業の対象とします。なお、保険会社に支払う保険料は事業の対象となりません。

Q 18. 過失による故障であっても、修理等の申請をすることは可能か。

A 18. 可能です。ただし、その修理等が必要となった原因が、違法行為等によることが明らかな場合は事業の対象としません。

Q 19. 修理等について、故障していない部品を予防的に交換することは可能か。

A 19. 可能です。林業機械をよりよい状態で使用するため、予防的に交換することも事業の対象とします。

Q 20. オイル交換は修理等の対象となるか。

A 20. 対象となりません。修理及び部品の交換が事業の対象です。

Q 21. 修理等する林業機械を修理工場へ運搬する費用は、修理等に係る費用の対象となるか。

A 21. 対象となりません。ただし、修理等業者に自社や現場での修理等を依頼した場合の修理等業者の交通費は対象とします。

Q 22. 油圧関係の修理など、修理等した箇所が修理等の前後で違いが確認できないような場合、写真はどのように撮影すればよいか。

A 22. 修理等の前後で違いが確認できないような場合は、修理等明細の写しで確認することとします。

